

松阪市住民自治協議会の設立に伴う協議事項 (最終報告)

松阪市住民自治協議会設立準備委員会

令和2年10月

松阪市住民自治協議会設立準備委員会（住民協議会活動推進委員会、自治会連合会、公民館連絡協議会の各3名の代表者で構成）は、「住民自治協議会」の設立に向け、「松阪市住民自治のあり方検討会」を引き継ぐ形で、「住民自治組織のあり方に関する中間報告」の具体化について協議を進めてきました。限られた短い期間ではありましたが、令和3年4月の活動スタートに向けて「住民自治協議会」「住民自治協議会連合会」や地区公民館に関する事項など、10月末までに12回の協議を行いましたので、その結果をご報告させていただきます。

【住民自治組織のあり方に関する中間報告】

松阪市住民自治のあり方検討会（令和2年2月）

1. 地域を包括する組織の名称は「住民自治協議会」とする。ただし呼称はそれぞれの地域で定めることができる。
2. 新たな住民自治組織となる住民自治協議会は、令和3年4月1日に活動を開始する。
3. 住民自治協議会に単位自治会の会長等で組織する部会を置く。
4. 各住民自治協議会の連絡調整を図る組織として「松阪市住民自治協議会連合会」を置く。事務局については、松阪市自治会連合会の事務局を移行するものとする。
5. 松阪市と松阪市住民自治協議会連合会は地域課題を解決するために協働で取り組む業務について基本協定を結ぶ。
6. 松阪市は「松阪市住民自治協議会連合会」の事務的経費を補助する。
7. 松阪市は地域包括交付金を松阪市住民自治協議会連合会に交付し、松阪市住民自治協議会連合会はその交付金を「自治会関係費」と住民自治協議会「活動交付金」に分け、各地域へそれぞれ交付する。
8. 地区公民館は、住民自治協議会の公民館部会などの形で活動を継続する。
9. 地区公民館の館長及び主事は、住民自治協議会の活動に積極的に関わっていくこととする。
10. 地区市民センター及び地区公民館を多用途利用ができる施設にし、将来的には住民自治協議会が管理するコミュニティセンターとする。

○松阪市住民自治協議会設立準備委員会協議経過【4月～10月末】

第1回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年4月30日】
第2回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年5月15日】
第3回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年5月29日】
第4回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年6月12日】
第5回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年6月26日】
第6回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年7月10日】
第7回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年7月30日】
令和2年度松阪市住民自治協議会に関する合同報告会	【令和2年9月7日】
第8回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年9月3日】
第9回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年9月16日】
第10回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年9月28日】
第11回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年10月8日】
第12回松阪市住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年10月23日】

○松阪市住民自治協議会設立準備委員会に先立って、代表者会議を開催し、協議事項について事前協議を行いました。

【住民協議会活動推進委員会、自治会連合会、公民館連絡協議会 各1名】

開催回数	第1回～第12回【全12回】
協議内容	設立準備委員会における当日資料の事前確認

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.1】

地域を包括する組織の名称は「住民自治協議会」とする。
ただし呼称はそれぞれの地域で定めることができる。

住民自治協議会の「呼称」について再確認を行う。【中間報告再掲】

地域を包括する組織「住民自治協議会」となることに伴い、現在使用されている「〇〇住民協議会」、「〇〇まちづくり協議会」など、名称の再確認をしてください。

「呼称」の再確認や後述の「自治会部会」「公民館部会」の設置は、令和3年度の活動が円滑に行えるように協議会で事前に確認していただくものであり、必ずしも令和2年度内に総会を開催し、決定することを求めるものではありません。ただし、住民自治協議会の名称や部会設置などの会則変更等については、最終的には総会で承認いただくこととなります。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.2】

新たな住民自治組織となる住民自治協議会は、令和3年4月1日に活動を開始する。

新たな住民自治組織となる「松阪市住民自治協議会」及び「松阪市住民自治協議会連合会」を位置づける条例を4月1日に施行予定です。

条例には、新たな住民自治組織が総会で承認され、市が認定するまでの間、「住民協議会」を「住民自治協議会」と見なす旨の附則を設けます。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.3】に関する事項

住民自治協議会に単位自治会の会長等で組織する部会を置く。

住民自治協議会に「自治会部会」を設置する。【中間報告再掲】

目 的

住民自治協議会連合会と松阪市が締結した「基本協定」に基づく業務の内、自治会が担う業務が適正に遂行できるよう取り組むと共に住民自治協議会が地域課題の解決の為に活動が円滑に推進できるよう、関係自治会や住民との連絡調整等を行う。

全ての「住民自治協議会」の中に「自治会部会」を設置してください。
また、必要に応じて、協議会会則を変更、または追加してください。（※1）

1. 名称は「自治会部会」とします。
2. 自治会部会は住民自治協議会区域内の単位自治会長等（※2）で構成します。

※1 自治会部会における事業や内容を事業計画に反映させてください。
（防犯灯や掲示板の設置、補修など調整。）

※2 部会は、各地域への情報伝達と連絡調整を行う場であることから、自治会長が出席できない場合などは、代理出席を行い、自治会の会員に情報が伝わるように努めてください。

地区自治会連合会について

「自治会部会」が設置されることで、地域における行政の窓口は住民自治協議会に集約され、これまで地区自治会連合会が行政との窓口となっていた事柄についても、その全てが住民自治協議会に移行されます。

○役割の整理

行政窓口が住民自治協議会に集約されることによって、現在の地区自治会連合会の役割（仕事）の整理を行っていただく必要があります。

○活動の制約

住民自治協議会には、多くの地域団体が参加し、事業活動を行っていただきますが、協議会（部会）としての活動や協議会予算を伴う事業活動（委託、助成を含む）については、条例【別紙資料2】の制約を受けます。

ただし、協議会（部会）活動以外の個々の活動は、その限りではありません。

◇住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.4】に関する事項

各住民自治協議会の連絡調整を図る組織として「松阪市住民自治協議会連合会」を置く。

事務局については、松阪市自治会連合会の事務局を移行するものとする。

松阪市住民自治協議会連合会の組織【中間報告一部変更】

目的

43の住民自治協議会と松阪市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と、住みよい地域社会を実現することを目的としています。

組織

松阪市住民自治協議会連合会には、最終的な意思決定機関としての総会や43の住民自治協議会の会長で構成される全体会、住民自治協議会を10の区域（ブロック）に分け、その区域（ブロック）の代表（理事）で構成する役員会を置き、理事の中から会長1名、副会長3名を選出します。

また、監事2名を住民自治協議会の会長の中から選出します。

松阪市住民自治協議会連合会には、その事務を担う事務局を設置します。

なお、事務所は、松阪市自治会連合会の事務所（日野町788番地）を引き継ぐ予定です。

役員報酬

松阪市住民自治協議会連合会の役員等の報酬は、無報酬とします。

ただし、役員等が会議や会務で出張する場合については、交通費や日当について、旅費規程を定めた上で支給できるものとします。

上記のほか詳細については、松阪市住民自治協議会連合会会則（案）【別紙資料1-1】に記述されています。なお、連合会の組織を図示したものが、組織図及び名称（案）【別紙資料1-2】となります。

◇住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.6】に関する事項

松阪市は「松阪市住民自治協議会連合会」の事務的経費を補助する。

松阪市住民自治協議会連合会では、「主体となる事業は原則行わない」と協議の中で確認しています。

松阪市住民自治協議会連合会への補助金交付については、上記内容を踏まえ、新しく策定する補助金交付要綱に基づいて、運営に必要な事務的経費を補助します。

事務的経費【主な補助経費】

- ・人件費【事務局長、職員賃金、雇用保険】
- ・旅費【費用弁償等】、事務費【コピー料等】
- ・光熱水費、通信費【電話代等】
- ・使用料賃借料【事務所、コピー機等】

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.5】に関する事項

松阪市と松阪市住民自治協議会連合会は地域課題を解決するために協働で取り組む業務について基本協定を結ぶ。

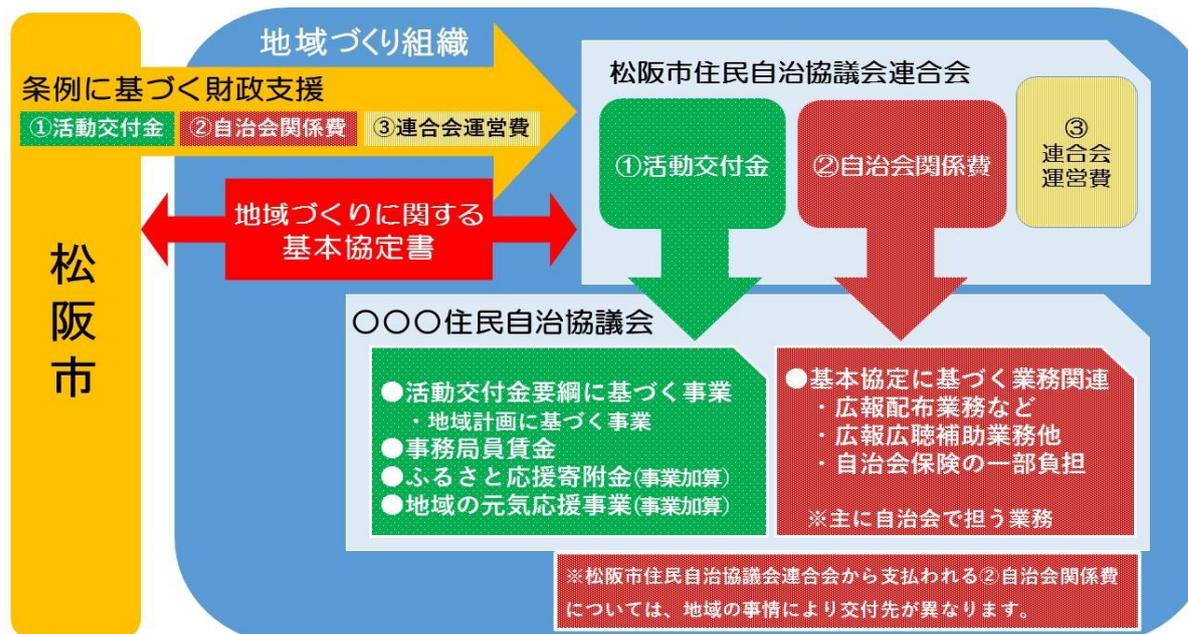
新たな住民自治組織となる「松阪市住民自治協議会」及び「松阪市住民自治協議会連合会」を位置づける条例【別紙資料2】に基づき、松阪市住民自治協議会を代表して、松阪市住民自治協議会連合会と地域づくりに関する基本協定書（案）【別紙資料3】を締結します。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.7】に関する事項

松阪市は地域包括交付金を松阪市住民自治協議会連合会に交付し、松阪市住民自治協議会連合会はその交付金を「自治会関係費」と住民自治協議会「活動交付金」に分け、各地域へそれぞれ交付する。

- ① 活動交付金・・・住民自治協議会が地域の課題解決の為にを行う事業に対して交付。
- ② 自治会関係費・・・住民自治協議会の中で今後も主に自治会が担っていく業務に交付。

○財政支援の流れ図



◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.8】【No.9】に関する事項

8. 地区公民館は、住民自治協議会の公民館部会などの形で活動を継続する。

9. 地区公民館の館長及び主事は、住民自治協議会の活動に積極的に関わっていくこととする。

住民自治協議会に「公民館部会」を設置する。【中間報告再掲】

目的

地域資源を活用した取り組みをはじめ、地域課題や生活文化などに関する学習や研究の機会の提供など、生涯学習や地域の交流に関する事業を行う。

「公民館部会」、または「それに類する公民館事業を実施する部会」を設置してください。

また、必要に応じて、協議会会則を変更、または追加してください。

① 公民館部会が行う事業

地区公民館（活動）事業は、住民自治協議会に設置される公民館部会が直接実施するものとしします。

② 公民館長と公民館主事

地区公民館（活動）事業が公民館部会による直接事業となった場合、地区公民館長が主として事業（活動）を担っていくことから、原則として地区公民館長が公民館部会長を兼ねることとし、公民館主事は、館長（部会長）の指示のもと（活動）事業の運営にあたっていくこととしします。

③ 公民館予算

市の公民館予算は当面従来どおりとししますが、今後においては住民自治協議会が弾力的に予算を使えるようにするため、地区公民館長及び公民館主事の人件費、生涯学習振興事業費の交付金化について検討していきます。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.10】に関する事項

地区市民センター及び地区公民館を多用途利用ができる施設にし、将来的には住民自治協議会が管理するコミュニティセンターとする。

以下は、今後における松阪市の方向性を記述したものです。

【中間報告再掲】

コミュニティセンター化（協議段階）

地区市民センター及び地区公民館をコミュニティセンターとする事案については、令和 3 年 4 月から協議をスタートします。

コミュニティセンター化（移行段階）

コミュニティセンター化については、令和 3 年 4 月からの協議を踏まえ、段階的に地域による管理運営（一部移管、管理委託、指定管理など）に移行していきます。

【コミュニティセンター化とは・・・】

地区市民センター及び地区公民館を地域が使いやすい施設とするため、地域が主体となって施設を運営していくことを目指すものです。コミュニティセンターとなった場合、施設の維持管理費を管理運営する住民自治協議会に交付します。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【その他①】

役員報酬については、市交付金の充当を可能とする。【中間報告再掲】

住民自治組織のあり方【中間報告】の議論を踏まえ、住民自治協議会の運営に必要なマンパワーを確保する為、役員報酬、費用弁償、日当については、有償のボランティアとして、一定の範囲内で交付することができるものとします。

ただし、活動交付金の増額を前提としたものではありません。事業費の精査を行うと共に、支出するとした場合は、社会通念上、住民の皆さんに理解が得られる範囲内で、十分な調整を行ってください。

役員報酬等については、「松阪市住民自治のあり方検討会」の意見を踏まえ、交付金の充当を可能としますが、現在無償としている役員報酬等を有償に変更することを促すものではありません。
地域で十分に検討していただくようお願いします。

① 充当の限度

活動交付金の事業費（事務人件費や事業加算を除く）の25%を上限とします。

●市が交付する活動交付金の構成				
現 行	均等割 (基本的運営経費として一律)	人口割 (人口規模によって変動)	事務人件費	事業加算
	活動交付金事業費【100%】			
改正案	均等割 (基本的運営経費として一律)	人口割 (人口規模によって変動)	事務人件費	事業加算
	活動交付金事業費【75%以上】	25%以内		

※充当可能な支出：事務員の賃金（超過勤務分を含む）、役員報酬、費用弁償、日当。

② 規定の作成

報酬、費用弁償及び日当支給について必要な事項は、協議会で別に定めてください。

※報酬を支出する場合は、源泉徴収を行うなど、税法を順守してください。

※役員 の定義及び解釈については、協議会が別に定めることから異なりますが、市の想定としては、恒常的に協議会へ係わるものとします。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【その他②】

自治会保険の保険料は、市が一部を負担する。

地域と密接にかかわる業務として広報物配布や広報広聴活動があります。

この業務は、現在、市からの委託業務として主に自治会で行っていただいておりますが、業務の性質から市が保険料の一部（1／2）を負担しています。

基本協定書の項目として、広報物配布や広報広聴活動業務があり、住民自治協議会を構成する自治会で担っていただくことから、引き続き自治会が加入する保険料の一部（1／2）を市が負担します。

なお、取りまとめ事務については、住民自治協議会連合会が事務を担います。

○保険の活用について

住民協議会及び自治会がその活動に伴い加入する保険については、①自治会保険、②公民館保険、③ボランティア保険、④イベント保険などがありますが、現時点において新しい組織「住民自治協議会」として、住民自治協議会事業の全てに対応した保険はありません。したがって、住民自治協議会が実施する事業については、①～④の保険を適宜、活用いただくことになります。

別紙資料 一覧

別紙資料 1-1	松阪市住民自治協議会連合会会則(案)	P1
別紙資料 1-2	組織図及び名称(案)	P6
別紙資料 2	地域づくり組織条例(案) 目次	P7
別紙資料 3	地域づくりに関する基本協定書(案)	P8

松阪市住民自治協議会連合会会則（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 組織及び役員（第5条—第10条）
- 第3章 会議（第9条—第17条）
- 第4章 会計及び監査（第18条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、松阪市住民自治協議会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第2条 連合会は、事務所を松阪市日野町788番地内に置く。

（目的）

第3条 連合会は、松阪市住民自治協議会（以下「協議会」という）の自律的な地域づくりの推進と、住みよい地域社会を実現することを目的とする。

（業務）

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため次の業務を担う。

- （1）各協議会相互の連絡調整及び情報共有に関する事。
- （2）松阪市との「基本協定」に関する事。
- （3）松阪市、その他の団体との連携及び協力に関する事。
- （4）自治会の認定、統廃合及びその他自治会事務に関する事。
- （5）その他、連合会の目的達成に必要な事項に関する事。

（組織）

第5条 連合会は、市が認定した協議会をもって組織する。

- 2 協議会は、市域を10の地域に区割りしたブロックに属する。
- 3 10のブロック及びそのブロックを構成する協議会は、別表のとおりとする

第2章 組織及び役員

（理事）

第6条 連合会に理事を置く。

- 2 理事は、各ブロックを構成する協議会会長の中から選出するものとする。

(会長及び副会長)

- 第7条 連合会に、会長1人、副会長3人を置く。
- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
 - 3 会長、副会長は、総会の議決をもって選任する。

(監事)

- 第8条 連合会に、監事2人を置く。
- 2 監事は、協議会会長の中から選出し、総会の議決をもって選任する。

(職務)

- 第9条 会長、副会長、理事及び監事の職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、会を代表し、会を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事は、会長及び副会長と共同して会を運営する。
 - (4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

- 第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 役員に欠員が出た場合の補充役員任期については、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

- 第11条 連合会の会議は、総会、全体会及び役員会とする。

(総会)

- 第12条 総会は、代議員をもって構成し、年1回開催する。ただし、協議会会長の3分の1以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 2 代議員は、協議会から2人を選出するものとする。
 - 3 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 収支予算案及び収支決算報告に関すること。
 - (3) 役員及び監事の選任と解任に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項に関すること。

(議決)

- 第13条 総会は、代議員の2分の1以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。ただし、会則の改正を伴う案件については、出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。
- 2 総会の議長は、出席者の中から選出する。
 - 3 代議員がやむを得ない事情で出席ができない場合は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

(書面表決)

第 14 条 会長は、やむを得ない事情で総会が開催できない場合は、事前に通知する事項を代議員に送付し、書面にて表決することができる。

(議事録)

第 15 条 総会においては議事録を作成し、議長が指名する議事録署名者 2 人と議長の連名をもって署名押印するものとする。

(全体会)

第 16 条 全体会は、協議会会長をもって構成する。ただし、協議会会長が出席できない場合は協議会会長が委任する者をもって出席させることができるものとする。

- 2 全体会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席（出席者への委任を行った者の数を含む。）しなければ成立しない。
- 3 全体会の議長は、会長の指名をもって充てる。
- 4 全体会は、会長が招集し、次の事項について協議する。
 - (1) 各協議会との情報共有に関する事。
 - (2) 各協議会の連絡調整に関する事。
 - (3) 行政等が連合会に依頼する事項の連絡調整に関する事。
 - (4) その他会長が必要と認めた事項に関する事。

(役員会)

第 17 条 役員会は、理事をもって構成する。

- 2 役員会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ成立しない。
- 3 役員会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 役員会は、会長が招集し、次の事項について協議する。
 - (1) 総会の提出議案に関する事。
 - (2) 会長、副会長の選出方法に関する事。
 - (3) 行政等から連合会に依頼のある委員会等の委員の選出及び推薦に関する事。
 - (4) 行政等から連合会に依頼のある会議等への参加協力の調整に関する事。
 - (5) 行政との情報共有及び連絡調整に関する事。
 - (6) 全体会の開催における事前調整に関する事。
 - (7) 緊急を要する場合における、事案の対応に関する事。
 - (8) 事務局の体制及びその事務に関する事
 - (9) その他会長が必要と認めた事項に関する事。

第4章 会計及び監査

(会計)

第18条 連合会の運営に必要とされる経費は、交付金・委託料・分担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳簿の整理)

第20条 連合会の収支を明らかにするため、会計に関する帳簿を整理する。

(監査)

第21条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、結果を総会にて報告する。

第5章 雑則

(事務局)

第22条 連合会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

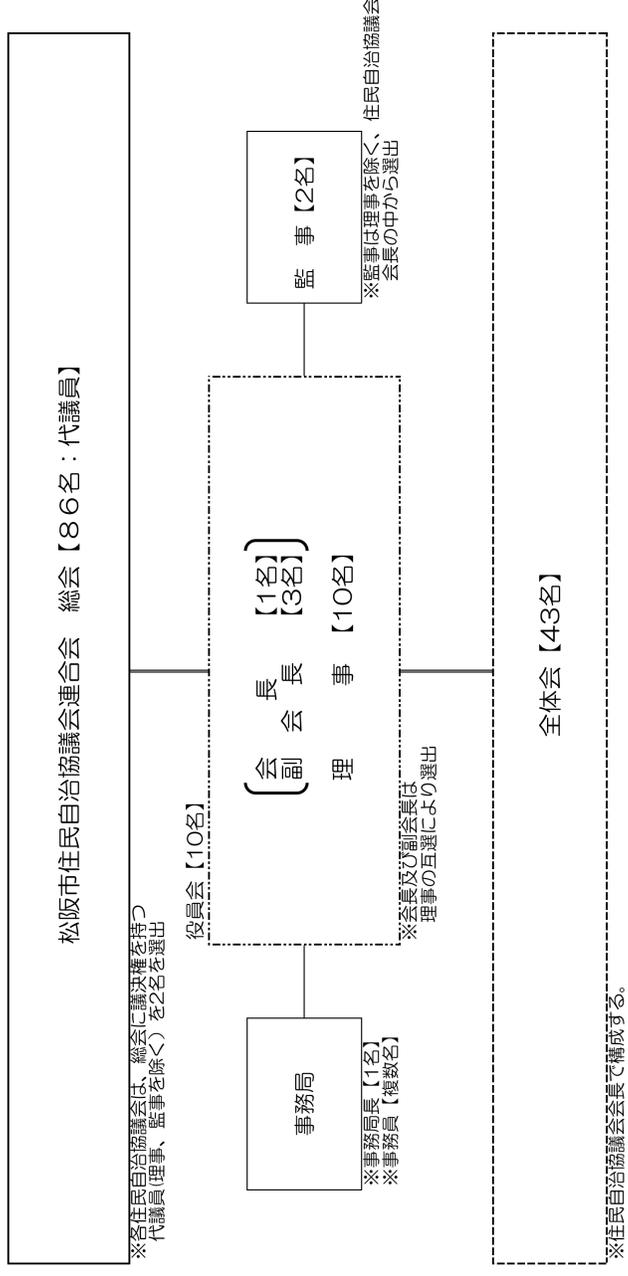
附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

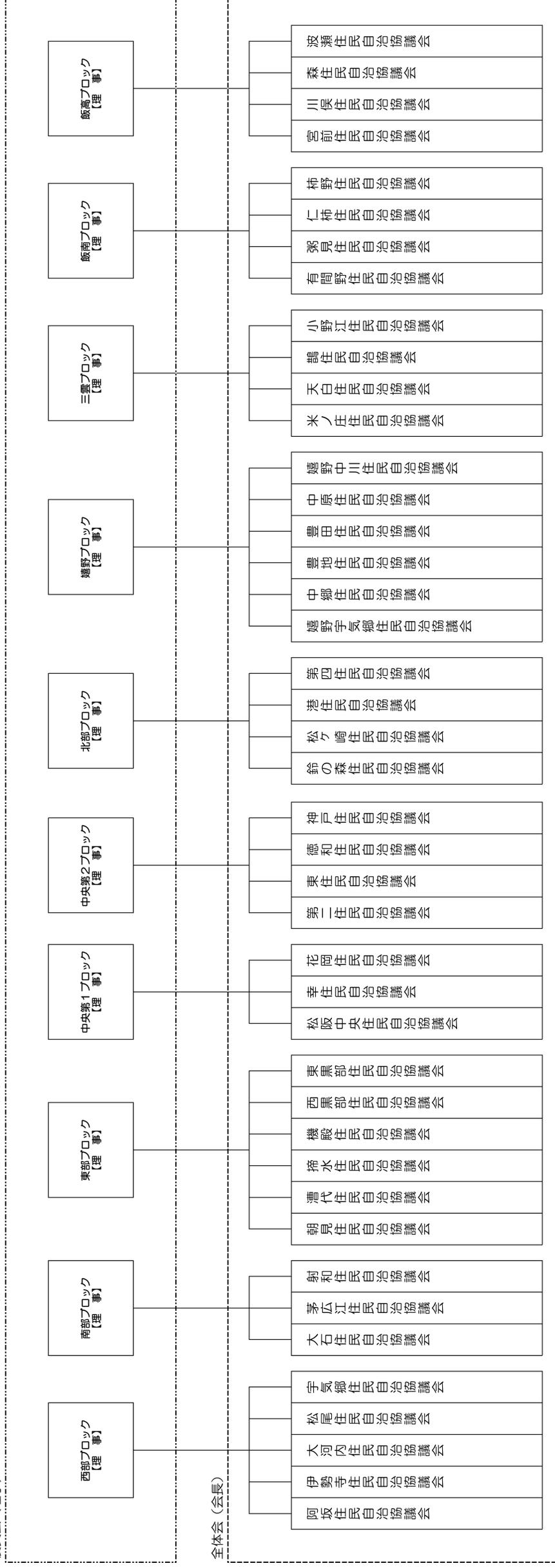
別 表

No.	区 割	住民自治協議会名	
1	西部ブロック	1	阿坂住民自治協議会
		2	伊勢寺住民自治協議会
		3	大河内住民自治協議会
		4	松尾住民自治協議会
		5	宇気郷住民自治協議会
2	南部ブロック	6	大石住民自治協議会
		7	茅広江住民自治協議会
		8	射和住民自治協議会
3	東部ブロック	9	朝見住民自治協議会
		10	漕代住民自治協議会
		11	掬水住民自治協議会
		12	機殿住民自治協議会
		13	西黒部住民自治協議会
		14	東黒部住民自治協議会
4	中央第1ブロック	15	松阪中央住民自治協議会
		16	幸住民自治協議会
		17	花岡住民自治協議会
5	中央第2ブロック	18	第二住民自治協議会
		19	東住民自治協議会
		20	徳和住民自治協議会
		21	神戸住民自治協議会
6	北部ブロック	22	鈴の森住民自治協議会
		23	松ヶ崎住民自治協議会
		24	港住民自治協議会
		25	第四住民自治協議会
7	嬉野ブロック	26	嬉野宇気郷住民自治協議会
		27	中郷住民自治協議会
		28	豊地住民自治協議会
		29	豊田住民自治協議会
		30	中原住民自治協議会
		31	嬉野中川住民自治協議会
8	三雲ブロック	32	米ノ庄住民自治協議会
		33	天白住民自治協議会
		34	鶴住民自治協議会
		35	小野江住民自治協議会
9	飯南ブロック	36	有間野住民自治協議会
		37	粥見住民自治協議会
		38	仁柿住民自治協議会
		39	柿野住民自治協議会
10	飯高ブロック	40	宮前住民自治協議会
		41	川俣住民自治協議会
		42	森住民自治協議会
		43	波瀬住民自治協議会

松阪市住民自治協議会連合会



役員会（理事） ※各ブロックを構成する住民自治協議会会長は、ブロック代表を選出し、役員（理事）となる。



地域づくり組織条例(案) 目次

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 住民自治協議会の認定要件等

第4条 住民自治協議会連合会の設置

第5条 住民自治協議会の役割

第6条 住民自治協議会連合会の役割

【基本協定書の根拠となる条例】

連合会は、全ての住民自治協議会を代表し、市と基本協定を締結するものとする。

第7条 市の役割

【基本協定書の根拠となる条例】

市は、住民自治協議会の活動及び連合会の運営に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

第8条 禁止事項

【住民自治協議会における禁止事項】

住民自治協議会及び連合会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

第9条 委任

附則

地域づくりに関する基本協定書(案)

松阪市(以下「甲」という。)と松阪市住民自治協議会連合会(以下「乙」という。)は、松阪市地域づくり組織条例(令和〇年松阪市条例第〇〇号。以下「条例」という。)第〇条〇項に基づき、次のとおり「地域づくりに関する基本協定」(以下「協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、条例に基づき、甲が乙及び住民自治協議会(以下「協議会」という。)に対して行う支援及び地域を取り巻く様々な課題解決に取り組む業務及び事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 乙及び協議会が協定により協働の地域づくりの中で取り組む業務は、自治会がこれまで担ってきた業務を基本とし、市域において統一して実施する必要がある業務のうち、行政が行うよりも効率的かつ効果的な業務とする。
- 2 前項に規定する業務の内容は、別記のとおりとする。
 - 3 別記に定めるもののほか、地域課題の解決に必要な業務が生じた場合は、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

(事業)

第3条 協議会が取り組む事業は、地域課題の解決や地域の特性を生かして自ら定めた地域計画に基づき実施する事業とする。

(甲の役割)

第4条 甲は、第5条及び第6条に規定する乙及び協議会が実施する業務及び事業に対し、条例第〇条〇項の規定による必要な支援として、交付金等を包括し、予算の範囲内で乙に交付するものとする。

(乙の役割)

第5条 乙は、第2条及び第3条に規定する業務及び事業に対し、前条により交付される交付金等の受入れ及び配分等の事務を行うとともに甲及び協議会の間相互の連絡調整を行うものとする。

(協議会の役割)

第6条 協議会は、第2条に規定する業務について、甲及び乙との協働により実施するものとする。

2 協議会は、前項のほか、第3条に規定する事業を主体的に実施するものとする。

(情報交換及び協議)

第7条 甲、乙及び協議会は、第2条及び3条で規定する業務及び事業を円滑に進めるとともに、それぞれの役割を果たすために必要な情報共有及び協議の場を設けるものとする。

(情報管理)

第8条 甲、乙及び協議会は、協定に基づく活動において知り得た情報を他の目的に使用してはならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙及び協議会は、協定に基づく活動において知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故防止など、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(有効期間)

第9条 協定の有効期間は 協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日前の1箇月までに甲乙双方から異議の申し出がないときは、更に1年間延長したものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうち、決定するものとする。

令和3年4月 日

(甲) 松阪市殿町1340番地1
松阪市
松阪市長 竹上真人

(乙) 松阪市●●町●●番地
松阪市住民自治協議会連合会
会長 ○○○○

別記

① 行政からの連絡及び調整業務【配布・回覧・周知】

主な業務

- ・「広報まつさか」をはじめとする行政が作成した広報物の配布、回覧業務
- ・自治会の代表名及び世帯数、回覧数等の報告
- ・行政連絡事務に伴う行政情報の周知
- ・事業及び工事に関する連絡周知
- ・行政等が主催する事業への協力

② 人選に伴う推薦依頼業務【各種委員の推薦】

主な業務

- ・統計調査員の推薦
- ・民生委員・児童委員候補者の推薦
- ・投票立会人の投票区内での人選
- ・地区公民館長の推薦
- ・各種委員会の委員の推薦

③ 地域の状況調査と要望【調査・要望の取りまとめ】

主な業務

- ・地域における状況調査
- ・地区内の環境整備の取りまとめ、要望書等の作成、現地立ち合い
- ・事業及び工事に関する説明会等の取りまとめ

④ その他【共助(互助)関係】

主な業務

- ・ごみ集積所の管理及び分別指導
- ・各種募金活動協力